第５章　地域支援事業

■地域支援事業の概要

元気で生き生きとした生活を継続し、高齢者一人ひとりが社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援し、要介護状態となっても、生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することで介護予防を推進します。

また、掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」を拠点に切れ目のない相談や支援体制の整備、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する必要があります。

そこで、地域包括ケアシステムの基盤整備として行ってきた、これまでの取り組みを継続しつつ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の実情やニーズに即した、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図っていきます。

〈介護サービス利用の流れ〉

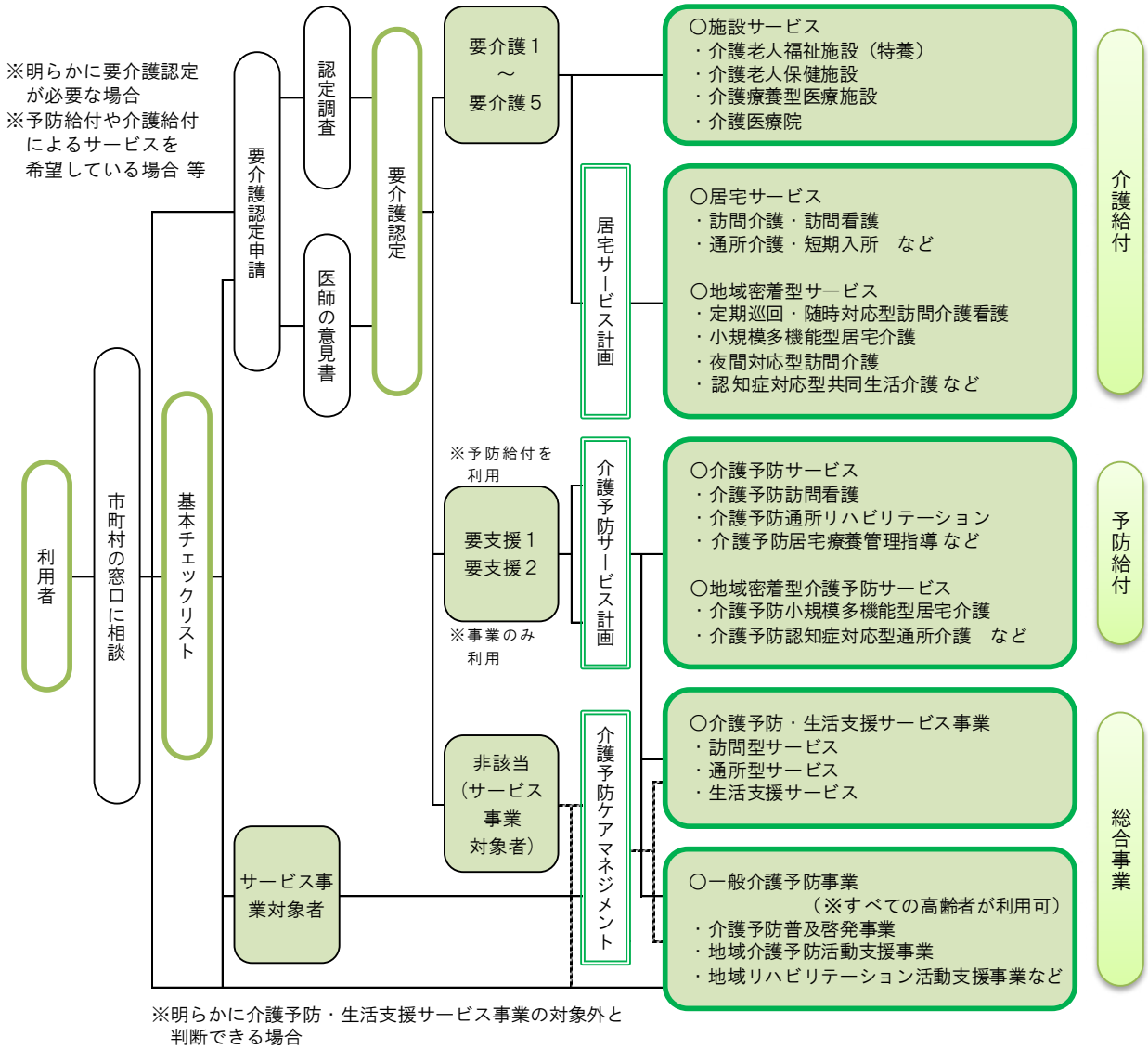

（１）介護予防・生活支援サービス

①訪問型サービス

ｉ）現行相当の訪問サービス

訪問介護員が身体介護、生活援助を提供するもので、認知機能低下のある方や身体介護が必要な方等が利用できます。

実施状況・推計

（人）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延利用人数	1, 022	955	969	990	1, 020	1, 050

資料：長寿推進課

ⅱ）自立生活支援サービス（基準緩和型）

自立生活支援事業は、日常生活の軽易な支援を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等について、生活支援を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への予防に効果的な事業であり、シルバー人材センターに委託し実施してきました。核家族化や家族の希薄化により、ひとり暮らし世帯が増加する傾向もあるため、事業の継続実施のため、人材の確保が必要です。

実施状況・推計

（人）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延利用人数	123	134	130	140	150	160

資料：長寿推進課

ⅲ）短期集中型訪問サービス（短期集中型）

リハビリテーション専門職等の保健・医療専門職が家庭を訪問し、自立支援・重度化予防のための生活機能の維持・改善を図ることを目的に、自宅で取り組むことのできる適切な運動・食事・口腔指導を行うものです。集中的な生活機能向上のためのトレーニングを必要とする方が利用できます。

利用者が増えていない状況にあり、急性期・回復期病院等との連携強化が必要です。

実施状況・推計

（回）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延利用回数	106	99	135	150	175	200

資料：長寿推進課

施策の方向

・今後の利用者増加に対応できるだけのヘルパーが確保されていない状況であり、自立生活支援サービスを継続実施していくために、人材育成に向けた取り組みを検討していきます。
・閉じこもり防止やいつまでも在宅生活ができるような支援、指導をするため短期集中型訪問サービスの充実を図ります。
・急性期・回復期を経て生活期にある方が、短期集中型サービスを導入し予防期に戻すことが出来るよう医療機関等との連携強化、制度の普及啓発に努めます。

②通所型サービス

ｉ）現行相当の通所サービス

日帰りの高齢者デイサービスセンター等に通い、当該施設において、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。

利用者及び給付費が年々増加傾向です。

実施状況・推計

（人）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延利用人数	4, 225	4, 657	4, 668	4, 680	4, 740	4, 800

資料：長寿推進課

ⅱ）通所型サービスＡ（基準緩和型）

日帰りの高齢者デイサービスセンター等で５時間以上、食事があり楽しい時間を過ごすための活動を行うものです。食事の介助や排せつの介助、入浴が必要でない方が利用できます。

利用者及び給付費が減少傾向です。

実施状況・推計

（人）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延利用人数	301	201	158	180	180	180

資料：長寿推進課

ⅲ）短期集中型通所サービス（短期集中型）

リハビリテーション専門職が実施し、３か月程度で運動機能や生活機能向上を目的としたものです。集中的な生活機能向上のためのトレーニングを必要とする方が利用でき、自立支援・重度化防止を目指します。

利用者が増えていない状況にあり、急性期・回復期病院等との連携強化が必要です。

実施状況・推計

（回）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延利用回数	405	342	300	350	375	400

資料：長寿推進課

施策の方向

・現在、通所型サービスＡの利用者の数は、減少傾向にあり、現行相当の通所サービス利用者が増えている状況にあります。今後は、通所型サービスＡの新規事業対象者への利用促進を促すとともに、今後もサービスのあり方の検討をしていきます。

・公助によるサービス以外に、互助による地域の人々が交流できる居場所の必要性が高いことから、地区まちづくり協議会や社会福祉協議会などと連携を図り推進していきます。

・短期集中型通所サービスは、現在３か所で実施しており、今後、利用者の増加を見込んで増加を検討します。今後、運動に加えて、栄養・口腔指導を取り入れ、対象者の状態に応じたサービスの提供体制を整えることを目指します。

・急性期・回復期を経て生活期にある方が、短期集中型サービスを導入し予防期に戻すことが出来るよう医療機関等との連携強化、制度の普及啓発に努めます。

（２）一般介護予防事業

①介護予防把握事業

介護予防把握事業は、基本チェックリストを用いて何らかの支援を要する者を把握し、介護予防事業の周知等をしています。また、高齢者の実情を把握し、介護予防普及啓発活動の取り組みへとつなげていくため、以下の事業を実施するものです。

・基本チェックリストを実施する対象年齢を設定し、基本チェックリスト・介護予防事業案内通知を送付し、返信結果を集計・分析し介護予防普及啓発事業へ活かします。
・何らかの支援を要する方には、生活の改善を提案する通知とともに介護予防事業の案内通知を送付します。
・通いの場、生きがい活動支援通所事業や一般介護予防事業への参加者に対して、基本チェックリスト、フレイルチェック（体力測定等）、栄養調査を実施し、参加者の実態把握と適切なサービスへの早期移行を目指します。
・どのサービスにもつながっていない方の実態把握が困難であり、アプローチ方法の検討が必要です。

実施状況・推計

延把握人数（人）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
基本チェックリスト（郵送）	1, 368	1, 194	1, 288	1, 500	1, 500	1, 500
基本チェックリスト（参加者）			627	750	750	750
フレイルチェック（参加者）			287	750	750	750
栄養調査（参加者）			558	750	750	750

資料：長寿推進課

施策の方向

・何らかの支援を要する者を把握し、介護予防事業の周知と地域包括支援センターとの連携により、早期から介護予防の実践ができるよう取り組みます。また、高齢者の実情を把握することにより、介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業の充実を図ります。
・基本チェックリストだけでなく、フレイルチェック（体力測定等）や栄養調査を併せて実施することで、実態把握を行い一般介護予防事業の検討にも活かしていきます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防把握事業の結果から、介護予防の必要性と知識を習得し、運動の継続実践を中心とした介護予防に関する取り組みができる市民が増えるように、以下の事業を実施するものです。

運動不足の改善や生活習慣病の改善、社会参加による社会的孤立の解消や役割保持等が、認知症になるのを遅らせたり、進行を緩やかにする「認知症の予防」としての可能性が示唆されていることから、認知症施策と連動して実施していきます。

・理学療法士監修による筋トレ・ストレッチの運動教室及び認知症予防の効果のある運動（スクエアステップ）を地域のサロン等に普及するため、おでかけ講座を実施し、地域での運動の継続実施を促しています。
・市民の方に介護予防への関心や意識を高めてもらうため、各種イベントでのＰＲや地域団体からの依頼に対応しています。
・介護予防及び認知症予防の効果が見込まれるスクエアステップなどの運動を普及啓発するための講演会を開催します。

実施状況・推計

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度※（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
かけがわ健活プログラム実参加人数（人）	25	48	0	30	35	40
スクエアステップ講演会延参加人数（人）	—	66	0	30	50	60
おでかけ講座派遣回数（回）	9	13	2	10	10	10
がんばれ！筋ちゃん体操延参加人数（人）	1, 186	1, 518	720	1, 100	1, 100	1, 100

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、2020年（令和２年）４月～７月まで講座及び教室中止
資料：長寿推進課

施策の方向

・介護予防に関する取り組みができる市民を増やすように、各関係機関・団体との連携を拡大し、各講座を広く周知するとともに、講座内容のさらなる充実を図ります。

③地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、介護予防の必要性と知識、実践方法を習得し、生きがい・役割・社会参加のできる高齢者が増えるよう、以下の事業を実施するものです。この事業についても認知症予防の観点も併せて実施しています。

・介護予防の必要性と知識、運動・口腔機能・栄養について学び、介護予防ボランティアとして活動できる人材を育成しています。
・介護予防ボランティアの自主グループ活動と定例会を支援しています。
・認知症予防に効果のある運動（スクエアステップ）を取り入れた自主グループ活動を支援しています。
・シニアクラブ等に介護予防の必要性を啓発し、活動に取り入れることができるよう講座を開催しています。

実施状況・推計

年間開催回数	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度※（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
介護予防ボランティア講座修了者数（累計人数）	2015～2018 年度累計 60	68	68	80	90	100
介護予防ボランティア定例会開催回数（回）	18	15	11	10	10	10
自主グループ活動（スマイルステップ）延参加人数（人）	1, 824	2, 370	1, 160	1, 830	1, 835	1, 840

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、2020年（令和２年）４月～７月まで講座及び教室中止
資料：長寿推進課

施策の方向

・介護予防ボランティアの活動を広く周知し、介護予防ボランティア活動に取り組む人材が増え、自主グループ活動をさらに展開することにより、役割や生きがいを持った市民が増えるように取り組みます。
・地域で活躍できる介護予防ボランティアを増やし、身近で通える通いの場を増やすように取り組みます。
・通いの場への支援として、ICTの活用についても検討していきます。
・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施に向けて、庁内関係課と連携を図ります。

④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業評価事業は、計画の目標値の達成状況等の検証を通じて事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図るものです。

施策の方向

・事業評価を行うために必要なデータ（講演会や健康教育の開催回数や参加者数・通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業の参加状況）の収集・整理に努めます。
・介護予防事業が適切な手順・過程を経て実施できているか、次の５項目のプロセス評価を行います。
　ⅰ）介護予防に関する一般的な知識や、介護予防事業の対象者、事業内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行っているか。
　ⅱ）介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織を適切に把握しているか。
　ⅲ）介護予防事業を推進するにあたり、介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織と密に連携を図っているか。
　ⅳ）ボランティアや地域活動組織のリーダー等を育成するための研修会等を開催しているか。
　ⅴ）地域活動組織の求めに応じて、担当職員の派遣、活動の場の提供等の支援を行っているか。
・講演会の開催回数やボランティア育成のための研修会の参加者数、地域活動組織への担当職員の派遣回数など、事業に応じたアウトプット指標、アウトカム指標＊4を設定し評価を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を活かし、地域における介護予防の取り組みを機能強化するとともに、市民が自身で介護予防を継続実践できる仕組みづくりを目指し以下の事業を実施します。

ⅰ）リハビリテーション専門職（急性期・回復期）と行政が定期的に情報共有する場を持つとともに、各領域で活動するリハビリテーション専門職が集まり顔の見える関係づくりに取り組んでいます。

ⅱ） 主に地域包括支援センターへのリハビリテーション職の関与を推進するため、定期的に掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」を訪問しています。住民運営の通いの場や、地域ケア会議、サービス担当者会議等への関与も促進します。

ⅲ）地域でリハビリテーション専門職が活躍する場として、リハビリ教室（かけがわ健康カレッジ）をリハビリテーション専門職が運営します。

実施状況・推計

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
地域ケア会議参加回数（回）	3	3	3	3	3	3
リハビリ職派遣回数（ふくしあ、長寿推進課）（回）	51	51	51	39	39	39
リハビリ職派遣回数（介護事業所等）（回）				12	12	12
リハビリ職派遣回数（通いの場）（回）	51	62	70	100	125	140
かけがわ健康カレッジ運営リハビリ職延人数（人）		74	136	200	200	200

資料：長寿推進課

施策の方向

・市内に勤務するリハビリテーション専門職が定期的な情報交換や地域活動における自立支援の学習会を開催することにより、各領域のリハビリテーション専門職が顔の見える関係になり、自立支援・重度化防止の視点を持った地域介護予防活動を機能強化できる仕組みづくりに取り組みます。

・リハビリテーション職の在籍しない通所サービス事業所等へリハビリテーション専門職を派遣することにより、介護現場における自立支援・重度化防止の視点を活かした取り組みの推進を図ります。

・かけがわ健康カレッジを運営することにより、医療機関及び介護事業所内で勤務するリハビリテーション専門職が地域で活躍するためのノウハウやスキルアップを習得することを目指します。また、地域の通いの場へリハビリテーション専門職を派遣し、効果的な介護予防の推進に努めます。

・自立支援・重度化防止の視点を、高齢者支援に取り入れるためには、ケアマネジャーや介護事業所職員や地域包括支援センター職員などが、リハビリテーション専門職からの助言や支援を受けられる体制づくりが必要です。今後もリハビリテーション専門職と多職種との連携強化に努めるとともにリハビリテーションサポート医・推進員の連携についても推進に努めます。

（３）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

①地域包括支援センターの運営・機能強化

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳ある生活が継続できることを目指し、地域包括ケアを支える中核機関として、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの４機能を担っています。各センターには社会福祉士・保健師（又は看護師）・主任ケアマネジャーの３職種の人材を確保してきましたが、高齢者人口の増加に伴い相談支援件数が増えており、中部、東部、西部のセンターには配置人員を増やし、高齢者の生活をあらゆる面からサポートしてきました。

また、掛川市では、５つの日常生活圏域に、総合的な在宅支援の拠点となる掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」を配置し、在宅介護支援の中心となる地域包括支援センターをはじめ、行政、社会福祉協議会など関係機関と連携し、多職種連携により、高齢者に限らず全ての市民のための相談支援体制を構築してきました。

なお、地域包括支援センターの適切な運営、公平・中立性の確保を図るため、医師や関係組織代表者等を委員とする地域包括支援センター運営協議会を設置し、適切な運営を図っています。

<地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ>

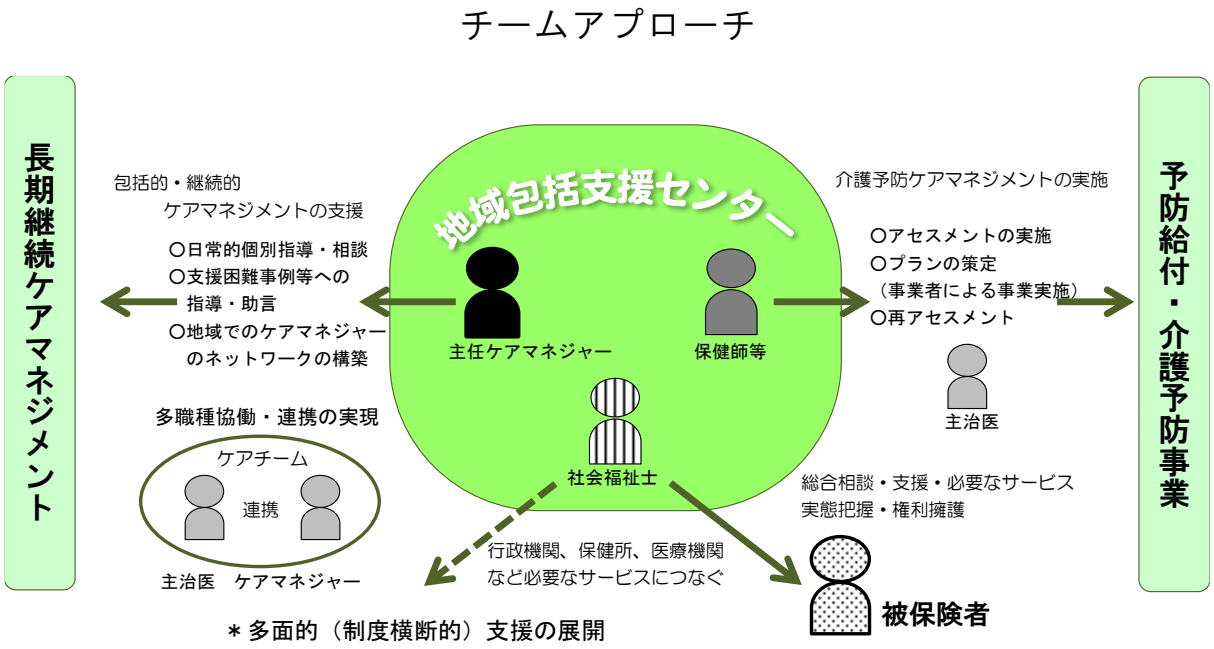

実施状況・推計

地域包括支援センターか所数（か所）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
直　営	0	0	0	0	0	0
委　託	5	5	5	5	5	5
合　計	5	5	5	5	5	5

資料：長寿推進課

施策の方向

・高齢者人口の増加に伴い、相談機関として地域において果たす役割も大きくなってきていることから、必要な人材確保に努めるなど、地域包括支援センターの機能強化や支援体制の充実を図っていきます。
・地域包括ケアシステムとして設置された掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」において、地域包括支援センターをはじめ、行政、社会福祉協議会など関係機関と連携し、高齢者に限らずすべての市民の個別課題を横断的・包括的に受け止めた相談支援を継続していきます。

②介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態になることを防ぎ（発生を予防する）、要介護状態となっても状態が悪化しないようにする（維持・改善を図る）ため、事業対象者等の要介護状態となる可能性の高い高齢者や要支援１または２と認定された方に対し、介護予防に関する事業やサービス等の紹介・利用の支援やケアプランを作成するものです。

「要支援１・２と認定された方で予防給付に関するケアマネジメントを実施する介護予防支援」と「地域支援事業による総合事業における介護予防ケアマネジメント」に分けて介護予防ケアマネジメントを行っています。

施策の方向

・地域包括支援センターを主体として、介護予防の実施が必要な要支援・事業対象者一人ひとりに応じたケアプランの作成と適切な事業の実施、実施後の評価を行い、高齢者が要介護状態となることや重症化の予防・改善を図り、可能な限り居宅で自立した生活を営むことができるよう努めます。
・リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が地域包括支援センターと連携し、より効率的・効果的な支援の実施に取り組みます。

③総合相談支援事業・権利擁護事業

総合相談支援事業・権利擁護事業は、地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、「地域における様々な関係者とのネットワーク構築」、「ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握」、「サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な総合相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）」、「権利擁護の観点からの対応が必要な高齢者への対応」などの支援を地域包括支援センターが主体となって行います。

施策の方向

・高齢者数の増加に伴い、今後相談件数は増加していくと思われます。また、高齢者を取り巻く家庭環境の変化等により、権利擁護や高齢者虐待など緊急の対応の必要性を判断し、早期対応を図るとともに、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関や制度などの利用につなげます。
・相談事例の内容や基本チェックリストの実施結果を分析するとともに、自治会・シニアクラブ等インフォーマルな会議に参加し、地域の実態を把握することに努めます。
・消費者被害を未然に防ぐため、関係機関と連携し、情報発信をしていきます。
・複合的な課題を有する困難事例への対応など、相談対応等の支援の充実を図ります。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的とし、主治医・ケアマネジャーなどとの多職種協働や、地域のケアマネジャー等に対して個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術や日常業務の指導・相談への対応、支援困難事例への指導助言等の個別支援を行います。また、医療機関、関係施設、ボランティアなどの社会資源との連携・協力体制の整備や、ケアマネジャー同士のネットワーク構築支援等を行い、包括的・継続的なケア体制の構築を行うものです。

施策の方向

・地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、地域の関係機関等との連携のもと、包括的・継続的なケアマネジメントを実施します。
・ケアプランの作成技術指導や事例検討会などを通じて、地域のケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談業務を実施します。
・地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、関係機関の連携のもと指導、助言等を行います。
・施設、在宅にかかわらず地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域のケアマネジャーと関係機関の連携を支援します。
・地域のケアマネジャーの日常業務の円滑な実施を支援するため、ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ケアマネジャーのネットワークを構築します。

⑤地域ケア会議の充実

地域の支援者を含め多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指しています。

個別ケースの検討を行う地域ケア会議では、ケアマネジャーの資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図ります。

施策の方向

・個別ケースの地域ケア会議により多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに地域のネットワーク構築につなげます。
・個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、政策形成につなげます。
・ケアマネジャーの資質向上、社会基盤の整備を図ることで地域包括ケアシステムの構築につながるツールとして地域ケア会議を積極的に開催します。
・ケアマネジャーが作成したケアプランについて、医療・介護の多職種で検討する「自立支援型地域ケア会議」を実施することにより、ケアマネジャーの資質向上や自立支援に向けた取り組みを支援します。
・在宅医療連携拠点として、医師会、医療関係専門職との連携をとり、地域ケア会議を開催します。
・地域福祉懇談会などで、コミュニティソーシャルワーカー＊5と連携し、地域課題とその対策を検討します。

（４）在宅医療・介護の連携

2025年（令和７年）には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、また、2040年（令和22年）には、団塊ジュニア世代が高齢期を迎え、医療と介護の双方のサービスを必要とする高齢者が増加していくことが予想されます。

在宅医療・在宅介護推進のため、小笠医師会が、医師や専門職への聞き取り調査等を行い、訪問診療等の現状把握を行っています。

医療と介護を必要とする高齢者を地域で支えていくためには、居宅等において提供される訪問診療等の医療（在宅医療）の提供が不可欠であり、第８期においても引き続き、医療・介護の連携推進に取り組んでいきます。

在宅医療・介護の担い手は、地域で活動されている医療・介護関係者であり、個々の取り組みがより効果的に市全域で展開されるよう、医療・介護関係者間の顔の見える関係づくりを進めます。

施策の方向

・掛川市健康医療基本条例第４条により、もしもの時、家族や身近な人たちに、自分の考える医療や介護、過ごし方について伝え、自らが望む最期を迎えられるようエンディングノート「私の人生設計ノート」を作成し、シニアクラブなど市民に向け使い方講座を開催しています。今後も幅広い世代に向け普及促進していきます。

・在宅医療・在宅介護推進のため、小笠医師会が、医師や専門職への聞き取り調査等を行い、訪問診療等の現状把握を継続して実施します。

・在宅医療・介護に関する不安や希望など市民の声を集約するため、市民と医療介護の専門職が意見交換する場「在宅医療・介護を考えるワークショップ」を市内３か所で開催しました。聴取した意見をまとめ評価・検証し、「市民フォーラム」を開催するとともに、医療・介護関係者の多職種連携の強化と環境整備を進めます。

・急性期治療を終え在宅に戻る前に、リハビリなど在宅復帰の準備や在宅療養を支える家族の負担を軽減するためのレスパイト[*6]入院が可能となる「地域包括ケア病棟」が2019年（令和元年）10月に開院しました。今後も安心して在宅療養を選択できるよう、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な支援を提供していきます。

（５）生活支援体制整備事業

掛川市においては、2017年度（平成29年度）から、第１層協議体*7として市内全域の利用できるサービスや社会資源をまとめ、情報共有や支え合いの仕組みづくりなどについて協議するため、「地域支え合い推進協議会」を設置しました。

また、2018年度（平成30年度）からは、掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」に配置している社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが生活支援コーディネーターを兼務し、地域課題解決や支え合いの仕組みづくりなどについて、地域とともに活動しています。

生活支援コーディネーターと地域の協議体が主体となり、多様な関係者が参加し、地域全体で地域づくりを推し進めることができるよう、支え合い活動の組織づくりや仕組みづくりについて、地域とともに取り組んでいきます。

実施状況・推計

開催回数（回）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
地域支え合い推進協議会（第１層）	2	2	2	2	2	2

資料：長寿推進課

施策の方向

・主に、サロン（居場所）活動、見守り活動、家事支援等、支え合い活動の普及を目指し、組織づくりや仕組みづくりについて、生活支援コーディネーターが地域の協議体とともに活動していきます。

・第１層・第２層の生活支援コーディネーターが定期的に打合せを行い、地域課題や地域の取り組みを共有することにより、コーディネーター間の連携強化を図るとともに、市全体としての地域課題の把握に努めます。

・地域支え合い推進協議会に第２層の生活支援コーディネーターが地域課題を吸い上げ、協議会で検討することにより、地域課題の解決に努めるとともに施策への反映を目指します。

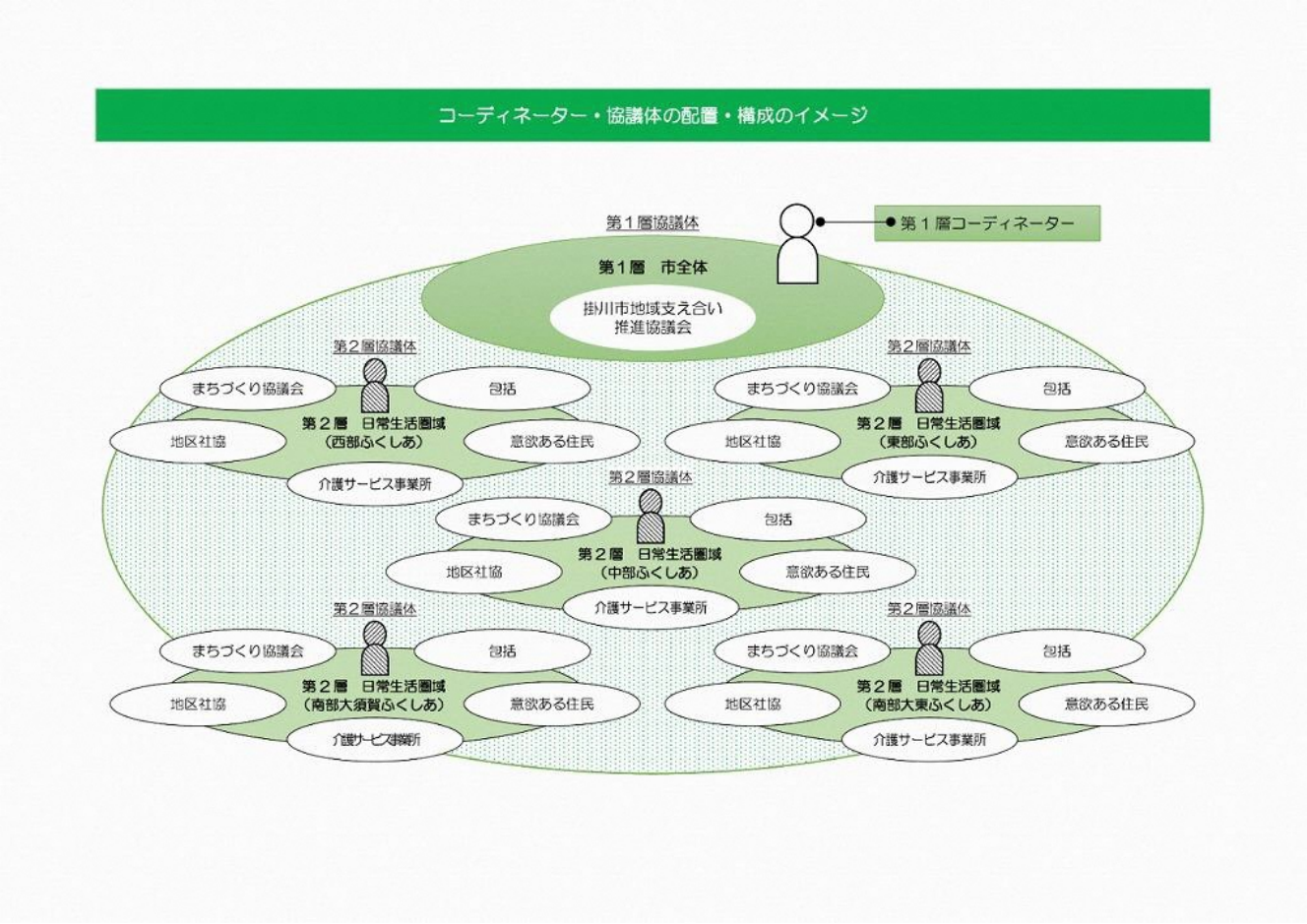
コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ
第１層協議体
第１層コーディネーター
第１層　市全体
掛川市地域支え合い
推進協議会
第２層協議体
まちづくり協議会
包括
地区社協
意欲ある住民
介護サービス事業所
第２層　日常生活圏域
（西部ふくしあ）
第２層　日常生活圏域
（東部ふくしあ）
第２層　日常生活圏域
（中部ふくしあ）
第２層　日常生活圏域
（南部大須賀ふくしあ）
第２層　日常生活圏域
（南部大東ふくしあ）

（６）認知症施策の推進

①認知症初期集中支援推進事業

認知症が疑われる症状がある方や認知症の方及びその家族を認知症初期集中支援チーム員が訪問し、複数の専門職がチームでアセスメントし、初期支援を概ね６か月間包括的・集中的に行います。初期集中支援チームは、長寿推進課に１チーム配置し、地域包括支援センターが相談窓口となり活動しています。

実施状況・推計

実人数（人）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
認知症初期集中支援チーム対応人数	1	7	4	5	5	5

資料：長寿推進課

施策の方向

・地域包括支援センター職員の認知症への相談対応等から支援が必要だと思われる方に対して、初期集中支援チームが地域のかかりつけの医師、さらに認知症疾患医療センター等専門医等と連携し、認知症の早期発見、早期受診につなげます。

・医療や介護サービスを受けていない、または中断している等で認知症の症状の悪化が予想されるようなケースや家族からの支援が困難なケース等については、専門性が高い個別援助が必要であり、認知症初期集中支援チームで対応します。

②認知症地域支援・ケア向上事業

認知症早期での症状を悪化させないための支援、その他の認知症の方又は、その疑いのある被保険者に対する総合的な支援を実施するため、認知症の相談窓口として地域包括支援センターの周知を図るとともに、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員の活動を推進しています。

また、認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を周知活用し、その内容をサービスに反映するよう、掛川市においては地域包括支援センターから地域のかかりつけの医師、中東遠総合医療センターにある認知症疾患医療センター等専門医との連携を強化し、早期受診につなげるとともに、講演会、広報等により認知症に関する知識の普及に努めています。

認知症の人やその家族の社会参加の場としては、地域の方や専門職が参加する認知症カフェを実施するほか、若年性認知症交流会（はじめの一歩）を認知症疾患医療センターや袋井市と合同で開催しました。

現在、２か所の市立図書館で認知症カフェを行っており、2020年度（令和2年度）には中央図書館で認知症の普及啓発として認知症に関する絵本の特集や展示コーナーの設置を行いました。

実施状況・推計

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
認知症地域支援推進員配置数（か所）	5	5	5	5	5	5
認知症多職種研修会開催回数（回）	1	1	0	1	1	1
認知症カフェ設置件数（か所）	2	2	2	3	4	5
若年性認知症交流会（はじめの一歩）開催回数（回）	1	3	3	3	3	3

資料：長寿推進課

施策の方向

・５か所の地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心となり、地域のかかりつけの医師、さらに認知症疾患医療センター等の専門医や介護事業所へのつなぎ役となって、必要な医療やサービスが受けられるよう関係機関との連携強化を図ります。
・認知症ケアパスを活用し、その流れを基本としてサービスにつなげます。
・専門職による講演会や、認知症地域支援推進員による地域への啓発活動等により認知症に関すること、認知症予防や認知症への対応方法等に関する知識の普及に努めます。
・認知症カフェや若年性認知症交流会（はじめの一歩）等の開催や医療・介護従事者等意思決定支援に関する研修や講座の実施により、認知症の方や家族に対する支援体制の充実を図るとともに、地域への認知症の普及啓発に努めます。
・今後も引き続き図書館と連携し、普及啓発を図ります。

③認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

チームオレンジステップアップ研修を実施するとともに、認知症サポーターをはじめとした支え合いの担い手や多職種の職域サポーターと認知症の方やその家族を含めた早期からの継続支援を行う仕組みとしてチームオレンジの活動を支援します。現在、チームオレンジは１地区で設置されています。

実施状況・推計

（か所）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
チームオレンジ設置数	0	1	1	1	2	2

資料：長寿推進課

施策の方向

・認知症サポーターが地域で見守りを行う支援者として活躍するチームオレンジの普及啓発を行い、新たな設置を支援します。

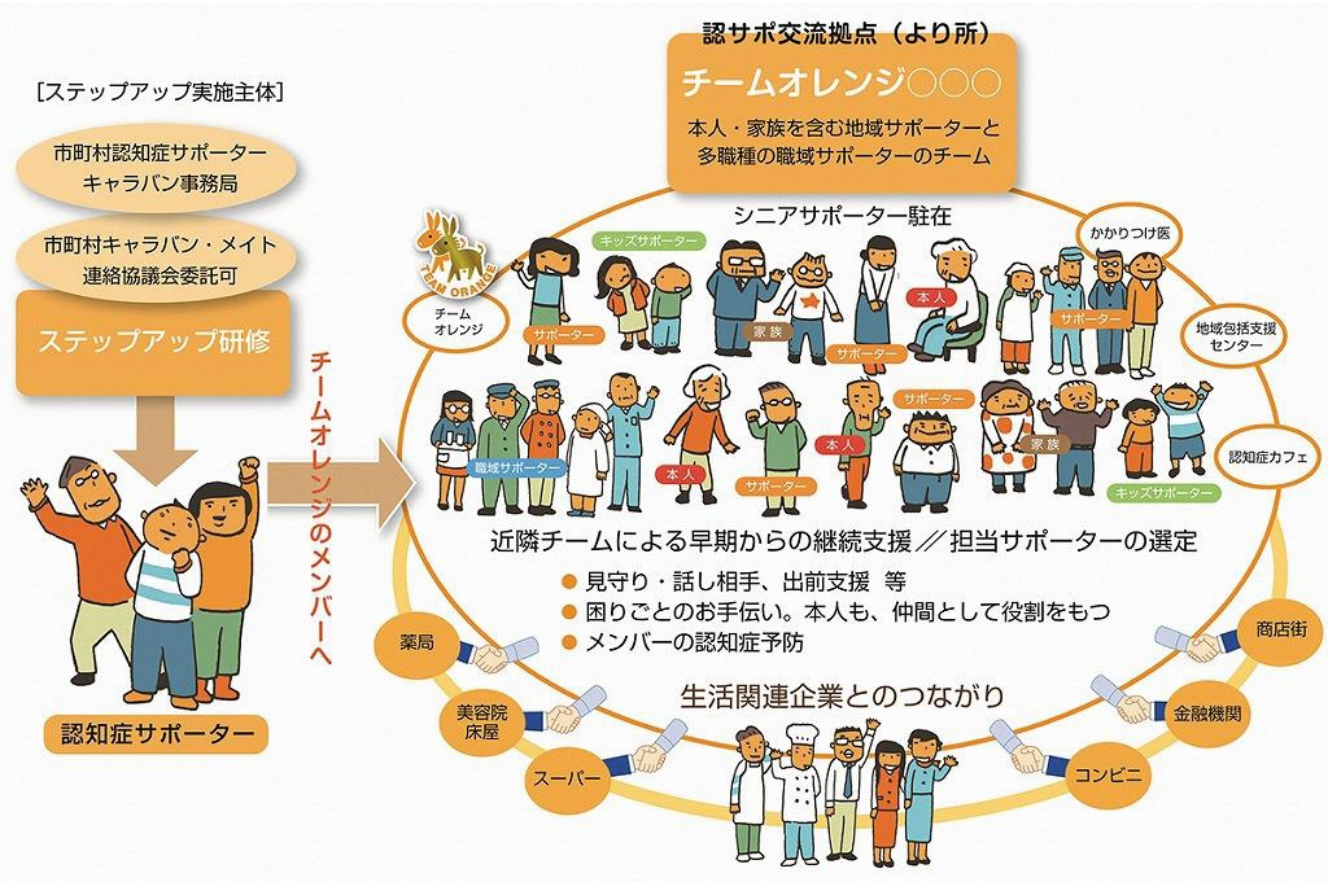

資料：全国キャラバン・メイト連絡協議会「認知症サポーター　チームオレンジ運営の手引き」より

（７）任意事業

①介護給付等費用適正化事業

不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のための情報提供、連絡協議会の開催等により、利用者への適切なサービス提供を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。

2015年度（平成27年度）に導入した介護給付適正化システムにより、過誤の可能性が高い給付、必要性の確認を要する過剰な給付、偏りや給付の不足がないか等を抽出し、ケアプランの点検を行い、介護給付費等適正化事業をさらに強化します。

施策の方向

・主要５事業をはじめとした適正化の取り組みを推進します。なお、第８期介護給付等に要する費用の適正化（第５期掛川市介護給付適正化計画）については、別に定めることとします。

＜主要５事業とは＞

①認定調査状況チェック

・指定居宅介護支援事業者等に委託している認定調査及び直営で行う認定調査の内容を、市町村職員が書面と電話による聞き取りにより点検する。

②ケアプランの点検

・ケアマネジャーが作成したケアプラン、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出または事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行う。

③住宅改修等の点検

・居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認または工事見積書の点検や、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。
・福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。

④医療情報との突合・縦覧点検

・後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。
・受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。

⑤介護給付費通知

・利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知する。

実施状況・推計

①認定調査状況チェック

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
調査結果の点検	全件実施（4, 577 件）	全件実施（4, 637 件）	全件実施（4, 500 件）	全件実施	全件実施	全件実施

資料：長寿推進課

②ケアプランの点検

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
ケアプラン点検（対面）	7 件	6 件	8 件	8 件	8 件	8 件

資料：長寿推進課

③住宅改修等の点検

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
住宅改修の点検	書面全件	書面全件	書面全件	書面全件	書面全件	書面全件
	現地調査 2 件	現地調査 3 件	現地調査 3 件	現地調査 3 件	現地調査 3 件	現地調査 3 件

※書面及び現地調査による改修内容点検
資料：長寿推進課

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
福祉用具購入・貸与の点検	書面全件	書面全件	書面全件	書面全件	書面全件	書面全件
	問合せ 5 件	問合せ 0 件	問合せ 55 件	問合せ 15 件	問合せ 15 件	問合せ 15 件

※書面及び事業に対する問い合わせ等による点検
資料：長寿推進課

④医療情報との突合・縦覧点検

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
医療情報の突合・縦覧点検（国保連合会への委託）	委託の実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施

資料：長寿推進課

⑤介護給付費通知

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
全受給者対象に通知を実施	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

資料：長寿推進課

②家族介護支援事業

ｉ）家族介護教室

高齢者を介護している家族や近隣の援助者等を対象に、介護方法や介護者の健康維持等についての知識・技術を習得してもらうための教室を開催するものです。

家族介護者に対して、介護の知識を普及し、負担の少ない方法で安心して在宅介護にあたれるように支援していきます。

実施状況・推計

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度※（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
介護教室開催回数（回/年）	2	2	0	1	1	1
延参加人数（人/年）	85	49	0	30	30	30

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、2020年（令和２年）６月、2021年（令和３年）１月の教室中止

資料：長寿推進課

施策の方向

・各機関との連携を図り、有意義に活用できるように援助していきます。
・事業内容の周知に努めます。
・充実した内容となるよう検討し、参加者の増加を促します。
・サービス内容や利用方法の周知を図ります。

ⅱ）認知症高齢者見守り事業

a.徘徊高齢者見守りネットワーク事業（見守りシール・事前登録）

認知症高齢者等が地域の中で安心・安全に暮らせるように、徘徊行動のある高齢者の衣類や荷物に二次元コードのついた見守りシールを貼付し、徘徊高齢者を発見した者が二次元コードを読み取ることで、発見者と家族が掲示板上で連絡をとることが可能となり早期発見につなげるものです。また、この登録者情報を掛川警察署でも事前共有することで行方不明時の早期発見・保護に向けたネットワークを構築し、見守りの強化及び所在不明となった場合の早期発見を目指します。

実施状況・推計

（人）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度※（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
事前登録登録者数	14	17	10	12	14	16

資料：長寿推進課

施策の方向

・掛川警察署と情報を共有することで、徘徊高齢者等の早期発見・保護を目指します。
・事業内容や利用方法の周知を図ります。
・地域の多様な関係者が連携・協働する見守り・SOSネットワークの整備に努めます。

b.高齢者見守りネットワーク推進事業

協定締結事業者が日頃の配達等の営業活動において、高齢者の見守りを行い、気になることがあったときは地域包括支援センターに連絡することで、市内の高齢者見守りネットワークの推進を図ります。早期に必要な支援につなげることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる地域包括ケア体制の構築を目的とするものです。

実施状況・推計

（人）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
協定締結事業者数（累計）	17	18	21	23	25	27

資料：長寿推進課

施策の方向

・地域包括支援センターと協力し、必要な支援につなげることに努めます。
・産業労働政策課等と連携して、市内事業所への事業内容の周知を図ります。
・協定締結事業所の車両へ啓発シールを配付し、高齢者の見守り意識の高揚を図ります。

ⅲ）家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族に対して介護者相互の交流などにより、介護から一時的に解放し、心身の元気回復を図るものです。

実施状況・推計

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度※（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
笑顔のつどい実施回数（回/年）	24	19	18	24	24	24
笑顔のつどい延参加人数（人/年）	177	148	145	240	240	240
リフレッシュ事業開催回数（回）	1	1	0	1	1	1

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、2020年（令和２年）２月～６月まで、笑顔のつどい・リフレッシュ事業中止
資料：長寿推進課

施策の方向

・介護者が一時的に介護から解放され、心身のリフレッシュを図るために、家族介護者交流事業を実施します。

ⅳ）認知症サポーター養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活していくことができるよう、地域における見守り体制の構築を行うため認知症に関する啓発活動や、キャラバン・メイト、認知症サポーター養成などのボランティアの育成をするため、以下の事業を行うものです。現在、キャラバン・メイトとして登録されている方には、就労等により活動ができていない方も多い状況です。認知症サポーターやキャラバン・メイトとして地域で活躍する支え合いの担い手を増やし、認知症の方や家族のニーズに合った具体的支援の仕組み「チームオレンジ」へつないでいきます。（認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業　Ｐ77）

a.認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族をサポート（応援）するため、小中学校や地域団体、見守り協定事業所等に向けて認知症サポーター養成講座を開催します。

b.認知症サポーター養成講座を開催する認知症キャラバン・メイトの活動を支援するため、認知症に関する最新の情報や各キャラバン・メイトの活動状況の共有をする認知症キャラバン・メイト連絡会を年３回開催します。

c.ステップアップ講座を開催し、認知症について理解を深めるとともに、新たにキャラバン・メイトとして活躍する人材発掘や担い手育成へとつなげていきます。

実施状況・推計

（人）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度※（令和元年度）	2020年度※（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
認知症サポーター養成人数（累計）	8, 675	9, 374	9, 563	10, 450	11, 338	12, 225
キャラバン・メイト登録人数（累計）	106	106	106	110	114	118

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、2019年度（令和元年度）～2020年度（令和２年度）のキャラバン・メイト養成講座中止

資料：長寿推進課

施策の方向

・認知症サポーター養成講座を広く周知し講座の開催回数や認知症を正しく理解する認知症サポーターが増えることにより、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で生活を送ることができるように認知症サポーターの拡大に取り組みます。

・教育委員会や小中学校・高等学校と連携し、人格形成の重要な時期にある子どもや学生に対する認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解の普及に努めます。

・認知症キャラバン・メイトがさらに活動を展開できるよう、活動の共有や認知症に関する最新情報を発信できる認知症キャラバン・メイト連絡会を定期的に開催し、内容の充実にも努めます。

ｖ）在宅ねたきり老人等介護者慰労金支給事業

要介護４または要介護５の高齢者を、自宅で生計を一つにしながら介護している介護家族の労をねぎらうために慰労金を支給するものです。

実施状況・推計

（人/年）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延支給人数	2, 398	2, 602	2, 700	3, 100	3, 200	3, 300

資料：長寿推進課

施策の方向

・在宅介護者を支援する制度として、在宅ねたきり老人等介護者慰労金支給事業を実施します。

ⅵ）介護用品購入費助成事業

寝たきりや認知症の方などのおむつ費用の一部を助成するために、紙おむつ券を支給するものです。

寝たきりや認知症の高齢者の増加に伴って支給件数も増加傾向にあります。

実施状況・推計

（人/年）	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延支給人数	8, 845	8, 660	8, 700	8, 700	8, 700	8, 700

資料：長寿推進課

施策の方向

・在宅介護者を支援する制度として、介護用品購入費助成事業（紙おむつ券助成）を実施します。

③その他事業

ｉ）成年後見制度利用支援事業

認知症等で判断能力が不十分であり、支援する親族もいない高齢者に対して、成年後見制度の利用を促進するものです。申立てを行える親族がいない場合の市長申立や低所得者の高齢者に係る成年後見人等への報酬助成、成年後見制度を周知するための広報・普及活動などを行います。

実施状況・推計

利用人数	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
市長申立件数（件/年）	1	2	1	2	2	2
市民後見人登録者数（年間実人数）	0	0	2	4	5	6

資料：長寿推進課

施策の方向

・成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の情報を収集し、適切な制度利用を支援します。
・成年後見制度の周知を積極的に行います。
・成年後見制度の利用が必要となる親族に対して、利用の働きかけを行う一方、申立てを行える親族がいない場合には、市長申立を行います。
・近隣市と連携し中核機関を設置し、成年後見制度利用促進や市民後見人の支援に努めます。

第６章　福祉サービス

（１）生きがい活動支援通所事業

要介護状態のおそれのある高齢者で、家に閉じこもりがちな方に対して、市内の各施設において、日常動作訓練や健康増進活動の各種サービスを提供するものです。

超高齢社会を迎えて高齢者の生きがい活動事業は今後も必要であり、利用者ニーズを踏まえ、事業の推進を図ります。

実施状況・推計

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
実施か所数（か所/年）	17	17	16	16	16	16
実利用人数（人/年）	603	563	500	500	500	500
延利用人数（人/年）	12, 072	10, 197	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000

資料：長寿推進課

施策の方向

・利用者のニーズに合わせ、利用回数の増加や利用できる曜日等の改善に努めます。
・民生委員や地域包括支援センターと連携し、対象者の把握、利用促進に取り組みます。
・一般介護予防事業との連携を図り、介護予防につながる活動も取り入れていくことで、いつまでも健康で自立した生活を営むことができるよう取り組みを推進します。

（２）短期宿泊事業

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、または高齢者と障がい者のみの世帯が対象であり、要介護状態のおそれのある高齢者が、体調不良や生活習慣等の指導のため、一時的に養護老人ホーム等で日常生活に対する指導、支援を受けるものです。

一時的に施設に一定期間入所し生活することは、体調調整や生活習慣の改善などに効果があり、利用者のニーズ等を踏まえた事業の実施が必要です。

実施状況・推計

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
実利用人数（人/年）	14	12	24	24	24	24
延実施回数（回/年）	14	13	24	24	24	24
延実施日数（日/年）	90	49	144	144	144	144

資料：長寿推進課

施策の方向

・利用者のニーズに合わせ事業を充実していきます。

（３）老人保護措置

経済・身体・精神面等の問題により、在宅生活に支障を来たした際、老人福祉のため老人ホームへ入所措置を行うものです。

高齢者の生活の安定を確保するために必要な事業です。

実施状況・推計

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
市内施設（人）	63	63	69	75	75	75
市外施設（人）	3	3	4	4	4	4

資料：長寿推進課

施策の方向

・対象者、家族や地域及び関係機関としっかり連携をとり調整します。
・個別的、継続的な伴奏型の支援を提供します。
・関係課、関係機関と連携しサービスの周知を図ります。

（４）配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、または高齢者と障がい者のみの世帯などで食事の調理や買い物等が困難な高齢者で、別居の家族等からの支援を常時受けられない方に対して、食事を提供するものです。

このサービスは2001年度（平成13年度）から実施しており、昼食や夕食を配食し栄養状態を維持するほか、安否の確認も行う事業です。

実施状況・推計

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
実利用人数（人/年）	254	240	240	245	250	255
延利用食数（食/年）	60, 882	59, 955	59, 000	59, 700	60, 400	61, 100

資料：長寿推進課

施策の方向

・利用者のニーズに合わせ、利便性向上に努めます。
・利用者のニーズに合った食事（普通食、きざみ食、糖尿病食等）の提供に努めます。
・顔を見て、手渡しすることで安否確認を実行します。
・必要な人が利用できるように地域包括支援センター、ケアマネジャー等を通じ、事業を啓発していきます。

（５）緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らし高齢者等の世帯の人に対し、緊急事態に対処できるシステムを設置し、緊急時の不安の軽減及び安全の確保を図るものです。

今後も高齢者の安心・安全を確保するため、継続実施が必要です。

実施状況・推計

	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
実利用人数（人/年）	256	236	246	250	250	250

資料：長寿推進課

施策の方向

・サービスの周知と利用方法の周知を図ります。

・民生委員からの情報等により、緊急時の連絡体制が整っていないひとり暮らしの高齢者宅に本システムの導入を進めていきます。

（６）老人福祉センター

高齢者の皆さんが教養を高めたり、レクリエーションを行う施設です。
健康増進と生きがいづくりに効果があり、高齢者の福祉増進に必要な施設のひとつです。

実施状況・推計

たまり～な	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延利用人数（人/年）	19, 705	17, 557	17, 000	18, 000	18, 000	18, 000

山王荘	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延利用人数（人/年）	13, 335	11, 864	11, 000	12, 000	12, 000	12, 000

老人福祉センター	実　績		見込み	推　計		
	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
延利用人数（人/年）	18, 440	16, 619	16, 000	17, 000	17, 000	17, 000

資料：長寿推進課

施策の方向

・利用者の増加を促し、高齢者の福祉増進に努めます。
・新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止のため、2020年（令和２年）３月から５月まで閉鎖したことにより、利用者が減少しました。今後は、新しい生活様式を取り入れ、運営していきます。

第７章　高齢者の健康と生きがいづくり

▶ 第１節　健康増進施策の推進 ▶

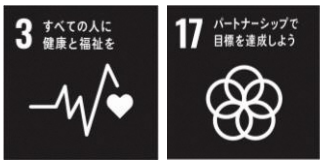

人生100年時代を住み慣れた地域で、生き生きと豊かに生活するためには、自分の健康状態を知り、病気や介護の予防に取り組むことが大切です。

高齢化とともに、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加しており、これに伴って要介護者も増加しています。

健康を増進し、発病を予防するために、介護保険の第１号被保険者すべての方を対象として、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進することにより、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが極めて重要になってきています。

掛川市では、誰もが「生涯にわたり、健康で生きがいをもち、自立して生活を送る市民」を増やすため、2016年度（平成28年度）に、かけがわ「生涯お達者市民」推進プロジェクトを立ち上げ、地域や企業と一体となって、食事･運動･社会参加･健康学習･健康経営などの健康施策を推進しています。

（１）健康づくりの推進

自身の健康状態に合った健康づくり習慣を身につけることができるように、掛川市第２次健康増進計画・第３次食育推進計画「かけがわ生涯お達者市民推進プラン」のもと、ウォーキングなど生活に欠かせない体力を維持増進する運動の普及や､ボランティア､健康教室などの社会参加を推進しています。

地区まちづくり協議会・地区福祉協議会などの地域では、高齢者に対し介護予防を広めていくためのリーダーの育成や、シニアクラブや高齢者サロンへの参加、生きがい活動支援通所事業の利用など介護予防の啓発を行い､安全で楽しめる健康づくりを推進しています。

また、掛川市が推進する健康経営に取り組んでいる、健康づくり実践事業所の活動を支援することにより、健康づくりの強化を図ります。

（２）疾病予防対策の推進

個々の高齢者に対して、きめ細やかに情報の把握や評価を行って予防施策を推進します。

・がん検診、歯周疾患検診等の受診勧奨。

・高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ予防接種の促進。

特に、高齢者が要介護状況に陥る危険因子を取り除くため、国民健康保険特定健康診査と後期高齢者健康診査受診の勧めと、健診事後の保健指導の実施により、生活習慣病予防、重症化予防を図ります。

また、健康教育、健康相談、訪問指導については、地域に出向いて開催している「ふくしあ健康相談」や「ふくしあ健康講座」「ふくしあスクール」等を活用し、糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病予防や口腔機能の維持に取り組み、寝たきりや認知症の予防を推進します。

（３）（後期）高齢者の保健事業と介護予防の一体化保健事業の推進

人生100年時代を見据え高齢者の健康増進を図るため、高齢者保健事業と介護予防の一体的な事業を実施します。高齢者の身体的・精神的・社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの現状に応じたきめ細かな対応を行うため、長寿推進課、健康医療課、国保年金課、地域包括ケア推進課と連携を図り、健診の受診勧奨、生活習慣病重症化予防、フレイル予防、介護予防などを一体的にすすめていきます。

（４）フレイル発病の予防対策の推進

日常生活で自然に体や頭を動かす機会を多くするように「生活不活発病」を周知し、地域支援事業の実施により、高齢者の閉じこもりの防止や生きがい活動等を促進し、脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中の予防を推進します。

また、介護予防教室を開催するなど、認知症を早期に発見し、適切な対応やサービスの利用ができるように、介護者、地域住民、関係者に対する正しい知識や技術について普及を図ります。

（５）生きがい活動支援通所事業の推進

概ね60歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者を対象とした「生きがい活動支援通所事業」を推進し、介護予防と生きがいづくりにつなげます。

（６）保健・医療・福祉等関係機関の連携とサービス提供体制の確保

保健・医療・福祉等の各種サービスを提供する機関が連携し、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保に努めるとともに、就業支援やまちづくりなども含めた総合的な介護予防施策を推進していきます。

（７）介護者への支援

家族介護（看護）の一般的知識を習得できるよう、介護者への講座などを開催します。また、介護者の心身の健康のため介護者交流会の検討、介護知識や技術の学習会などを行います。

（８）地域支援事業の推進

介護が必要な状態にならないよう、地域の実情に応じた多様なサービスの充実と、高齢者自らが地域の社会活動に参加できる居場所づくり、自立支援に向けた介護予防の普及啓発を、すべての高齢者を対象に進めます。

ⅰ）介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより、サービス事業対象者となった方に対して、訪問型サービスや通所型サービスによる介護予防と、住民ボランティア等が行う見守り活動等によって日常生活支援を行います。

ⅱ）一般介護予防事業

介護予防の人材育成研修や地域活動組織の育成・支援、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与など、効果的な介護予防に資する事業を積極的に展開します。

第１号被保険者のすべての方を対象とします。

（９）健康づくり組織活動の促進

保健活動推進委員会や健康づくり食生活推進協議会などの活動を支援し、保健活動をさらに促進します。

ⅰ）保健活動推進委員会

地域と行政のパイプ役になる保健委員の活動をさらに支援し、地域とともに健康づくり活動を展開できるよう会員の人材育成となる研修会、相互学習会を充実します。

ⅱ）健康づくり食生活推進協議会

食事は健康の基礎という自覚をより強くもってもらうために和食を中心とした健全な食生活や食習慣の定着を目指し、推進員による伝達講習や野菜から食べることの普及、減塩の必要性など地域住民の食に対する関心を高め、食からの健康づくりをさらに充実します。

ⅲ）地区福祉協議会

高齢者サロンや居場所づくりなど地域の高齢者や住民とのつながりを深め、高齢者への見守り活動などを行い、高齢者の孤立を防止します。

▶　第２節　シニアクラブ活動への支援　▶

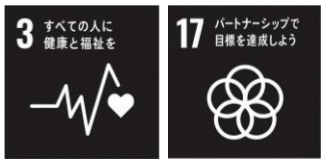

シニアクラブは、地域ごとに60歳以上の高齢者で組織され、老後の生活を健全で豊かなものにし、生きがいを見出し、高齢者の福祉を高めるための活動を行うことを目的に、教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流と社会奉仕活動を主な柱として活動しています。これまで、若手会員を主体とした未加入者への呼びかけ、事務処理の簡素化、区長会への協力依頼など対策を講じてきたものの、近年、加入者数及び単位クラブ数は減少傾向にあります。

今後は、その要因を分析し、より効果的な対策を検討し、シニアクラブの活動により、高齢者の生きがいと健康づくり等が推進され、高齢者の福祉向上が図られるよう支援していく必要があります。

（１）シニアクラブ活動に対する支援

高齢者にとって重要な生きがいづくり、健康づくりの場として、シニアクラブの活動等を支援していきます。令和２年度には、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、多くの活動の自粛を余儀なくされました。しかし、シニアクラブの活動は高齢者にとって重要な社会参加の場、地域の通いの場です。今後は、新しい生活様式を踏まえた活動を支援します。

（２）社会奉仕活動への参加

シニアクラブによるボランティア活動等の社会奉仕活動への参加を支援します。

（３）シニアクラブ加入の促進

区長会連合会、地区まちづくり協議会、地区福祉協議会などの地区組織を通じた、各クラブにおける地域貢献活動の事例紹介や、シニアクラブと各地域との懇談会の開催、市広報誌によるＰＲなどにより、シニアクラブの活動をより広く周知するとともに、関係組織へ加入促進への協力を依頼します。

（４）魅力あるシニアクラブにするための活動内容等の検討

高齢者の生きがいづくり、健康づくりのリーダーであるシニアクラブをより一層魅力ある組織にするため、これまでの各単位クラブの活動内容、特色、問題点などを精査し、シニアクラブとともに検討します。

（５）シニアクラブのあり方の検討

シニアクラブ、行政及び区長会、地区まちづくり協議会などにより、組織のあり方を検討します。また、区長会に依頼して実施した「各地区におけるシニアクラブの現状調査」の回答結果をシニアクラブと検討し、今後の活性化につなげていきます。

▶　第３節　生涯学習の推進　▶

高齢者が地域や社会との関わりの中で、生きがいを持ち、積極的に活動することは、いつまでも生き生きと暮らしていく上で大きな意味を持ちます。

今後も活動的で生きがいのある生活を続けられるよう、教養を身につけるための学習機会や交流の場、そして、地区のまちづくり活動の中で、豊かな知識や経験を活かせる居場所や出番を見出し、地域社会の担い手として活躍できる環境づくりを推進していく必要があります。

（１）生きがいづくり学習の充実

高齢者が心身の健康を保ち、教養を高め、生きがいある人生を築きあげるため、新たな要望に対応した講座・教室の開設に努めます。

（２）社会参加の促進

地区のまちづくりの担い手として、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人や地域へ提供できる環境の整備を図ります。

（３）生涯学習活動の充実

高齢者の多種多様なニーズに応じて、生涯学習講座や仲間と趣味を通じて交流する機会を充実し、高齢者の生きがいづくりを図ります。

（４）情報提供体制の充実

地区まちづくり協議会や市民活動団体の活動、生涯学習講座、文化・スポーツなどの交流事業等の情報を市民に広く普及するための取り組みを推進します。

▶　第４節　スポーツ・レクリエーションの振興　▶

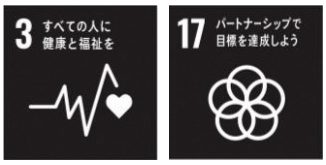

高齢者にとってスポーツ・レクリエーションは、心身の健康や仲間づくりなど豊かな人生を創出する上で、極めて重要な役割を持っています。

また、高齢者が自分たちだけでなく、異世代とコミュニケーションを図るものとして、スポーツ・レクリエーションは大きな意義があります。

今後、誰でも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及を進め、高齢者が一人一芸一スポーツによって生き生きとした人生を送ることのできる環境づくりを進めていく必要があります。

（１）生涯スポーツの促進

高齢者の健康・生きがいづくりとして、本人の希望や体力に応じた軽スポーツ、生涯スポーツの普及を図り、健康増進及び多世代との交流を深める機会の提供を促進します。

（２）指導者の育成

地域において、高齢者の希望や体力に応じた多様なスポーツの指導者を発掘、育成していく必要があります。このため、スポーツ推進委員や体育協会等と連携し、実技指導者やスポーツボランティアの育成を図ります。

（３）スポーツ愛好者団体の育成・支援

高齢者が日常的にスポーツに親しむ機会を増やすため、愛好者団体の育成・支援を行います。

また、子どもから高齢者まで様々なスポーツ等を選択して参加できる、総合体育館「さんりーな」や掛川市南体育館「し～すぽ」を拠点として体育協会が運営する掛川総合スポーツクラブの活動を推進します。

（４）情報提供体制の充実

より多くの高齢者が、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、情報提供に努めます。

▶　第５節　就業等の支援　▶

高齢でも働く意欲のある人や、働くことに生きがいを感じている方は、少なくありません。長年の知識や経験を発揮できるような就労の場の確保に努める必要があります。

（１）シルバー人材センターへの支援

シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係わる就業の機会を確保し、希望する高年齢退職者のために組織的に受注し、高齢者が自らの経験や知識を活かして、地域社会の中で役割を担っていく場を提供します。

シルバー人材センターが、基本理念の「自主・自立・共働・共助」に基づき、活力ある社会の実現に一層大きな役割を果たせるよう支援します。

（２）就業相談の充実

ハローワーク等と連携して、就業機会の確保、職業能力開発の促進、就業相談などの充実に努めます。また、就労的活動支援コーディネーターの確保、配置について検討します。

（３）就業情報の提供

ハローワーク等と連携して、高齢者雇用に関する情報の提供に努めます。

（４）就業のための各種講座への参加促進

県や各種団体等が実施する技能講座への参加を積極的に広報します。

（５）中東遠タスクフォースセンターへの支援

一般社団法人中東遠タスクフォースセンターは、企業OBの知識や経験を活用し、中小企業へ課題解決のための実務支援を行っています。高齢者の生きがいづくり雇用促進のため、企業OBなどシニア人材登録を促進します。

地域で自立した生活を続けるためは、役割を持って社会参加することは重要な要素となります。高齢者がいつまでも生き生きと豊かに生きる環境を構築するために、高齢者の就労や人材確保に努めます。

▶　第６節　社会活動への参加の支援　▶

高齢になると、家庭に閉じこもりがちになり、社会活動へ参加する機会も少なくなる傾向にあります。掛川市では、協働のまちづくりを推進しており、高齢者もまちづくりの担い手として社会活動に積極的に参加することが期待されています。

（１）ボランティア活動の普及啓発

高齢者が社会活動に積極的に参加し、活躍できる場の提供を図り、「一人一ボランティア」の普及啓発に努めます。

（２）世代間交流の推進

近年、地域社会における住民の交流は、就業形態の変化や価値観の多様化などによって希薄化しつつあります。高齢者は閉じこもりがちになる傾向があるため、各年齢層が交流できる機会を増やし、多世代が参加できるようなレクリエーション、教室、講座などの機会の拡充に努めます。

（３）敬老事業の充実

長寿をお祝いするとともに、いつまでも健康を目指すという決意の場、地域のコミュニケーションの場となるように、各地域の会場での事業開催を促し魅力ある敬老事業の推進に努めるとともに、新しい生活様式を踏まえた開催方法について、地域の皆様と検討します。

（４）新しい生活様式を踏まえた参加の支援

地域の通いの場は、2020年度（令和２年度）、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、多くが活動の自粛を余儀なくされました。しかし、地域の通いの場は、介護予防・フレイル予防や高齢者の社会参加の場であり、重要な社会資源です。今後は、新しい日常生活様式を踏まえ、新たな地域交流・社会参加を通した介護予防・フレイル予防の場として活動を開始、継続できるよう支援します。

第８章　高齢者支援の関連施策

▶ 第１節　広報・啓発事業の充実及びボランティア活動等への支援 ▶

要介護、要援護状態にならないための市民意識の啓発、要援護高齢者に対する介護サービスの情報提供、相談機関の情報提供などを行います。「広報かけがわ」や、福祉施設、地域生涯学習センター等へのパンフレット配布など、広報・啓発事業の充実を図っていきます。

また、高齢者に対して日常的にきめ細やかな支援が求められる中で、高齢者に身近な地域単位での住民参加による相互支援の仕組みづくりが必要になっています。保健・福祉を多面的に支えていく地域福祉活動の活性化に向けて、ボランティアやＮＰＯ（民間非営利組織）などの活動を支援する必要があります。

（１）情報の提供

高齢者施策や、介護保険制度等について周知を徹底するために、既存の情報媒体とあわせてSNSなどを有効に活用し情報提供に努めます。

（２）ボランティア活動への参加の推進

高齢者支援体制の充実のためには、ボランティア活動の推進が必要となってきます。幅広い年代に、地域福祉への理解を促し、ボランティア活動への参加意識を啓発します。

（３）ボランティア情報の提供

老人福祉センター等へ、シニア世代が住み慣れた地域での交流や生きがいづくりにつながるよう、ボランティア情報を提供します。

（４）ボランティア養成の充実

ボランティア入門講座、傾聴ボランティア養成講座、地域介護教室等を開催し、ボランティア養成の充実を図ります。

（５）ボランティア運営の充実

社会福祉協議会は、ボランティア活動の拠点として、各種資料、器材、会合の場を提供し、各ボランティア活動に関する相談、支援を行います。

（６）ボランティア団体への支援

社会福祉協議会は、ボランティア団体やボランティア連絡協議会への支援、活動を行う場の提供など、ボランティア活動に関する団体に対して支援を行います。

（７）ＮＰＯ（民間非営利団体）への支援

社会的活動を継続的に行う組織であるＮＰＯの取り組みを広く周知するとともに、ＮＰＯ団体の育成、活動への支援を進めます。

▶　第２節　高齢者が住みやすいまちづくり　▶

高齢者が住み慣れた地域の中で、できるだけ自立した生活を送り、社会参加ができるようにするためには、居住環境や生活環境を整備することが重要です。

このため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律＊8」や「静岡県福祉のまちづくり条例」に従い、道路や公園及び官公庁などの公共施設、不特定多数が利用する公共的民間施設などについて、高齢者等が安心して外出できる環境整備を進める必要があります。

（１）公共交通機関のバリアフリー化の促進

ＪＲをはじめ天竜浜名湖鉄道やバスなどの公共交通機関が、高齢者や障がい者にとって利用しやすいものとなるよう、駅施設やバス停などの交通施設や、車両のバリアフリー化を促進します。

（２）公共施設のユニバーサルデザインの推進

道路、公園及び官公庁などの公共施設が、高齢者や障がい者にとって利用しやすくなるよう、段差の解消、案内・誘導の配慮などユニバーサルデザインを基本とした施設整備を推進します。

（３）民間の公共的施設の高齢者に配慮した設計の促進

不特定多数が利用する公共的民間施設等に対しても、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「静岡県福祉のまちづくり条例」等に基づき、出入口や廊下、エレベーター、トイレなど整備基準に適合するよう指導啓発に努めます。

（４）歩行者専用、優先道路の整備

高齢者、車いす利用者等、だれもが安心して利用できる、人に優しい快適な歩行空間の確保と歩道の整備を推進します。

（５）歩いて日常生活をおくることができるコンパクトな都市形成の推進

生活利便施設の計画的な誘導や公共交通機関の利用環境向上など、自動車に頼らず歩いて日常生活を送ることができるまちづくりを推進し、年齢を問わず、高齢者も過ごしやすくなるよう、多極ネットワーク型コンパクトシティ＊9の実現を目指します。

▶　第３節　住宅対策　▶

住み慣れた自宅を中心とした地域で暮らしていけるように地域包括ケアシステムの拡充等による支援体制の充実が図られていますが、様々な理由により施設利用につながるケースや、新たな住まいを検討しなければならないケースもあります。現在市内には、有料老人ホームが７施設、サービス付き高齢者住宅が４施設ありますが、県と連携を図り今後の高齢者向け住まいのあり方について検討します。

また、静岡県では、行政関係者、設計・施工関係者、医療・福祉関係者等を対象として、「高齢者対応住宅相談員」を養成する研修会を開催しており、研修会を修了した相談員は、住民からの相談に応じています。今後、関係者に対する事業の啓発や、相談員の養成及び配置について検討を行います。

ひとり暮らし世帯、高齢者世帯が増加するにつれて、ゴミが溜まるなど住居環境の改善が必要な家が多くなっています。また、今後は入院や入所などにより高齢の家主がいなくなり、空き家が増加していくと考えられます。あらかじめ持ち家の処分方法を身内で検討するなど、空き家の発生抑制や適切な維持管理が進められるよう、関係者とともに対策を検討していきます。

▶　第４節　交通安全対策　▶

高齢者の交通事故の防止を推進するため、高齢者の事故の特性や実態を踏まえ、高齢者の参加、体験、実践型の交通安全教育の充実を図ります。また、ドライバーに思いやりパッシング運動の定着を図り、高齢者・歩行者などの交通弱者に思いやりを持った運転を啓発するとともに、人身事故多発場所（交差点）の改良、歩道の整備、カーブミラーの設置など道路交通環境の整備を推進します。

市内の交通事故の約３割を占める高齢者による交通事故を削減させるため、自分の運転に自信が無いなどの悩みを持つ本人や家族に対し、専門の相談員が、様々な安全運転等の相談を受け付ける窓口を設置し、運転免許証自主返納者への助成を継続して実施します。併せて、掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」の窓口や「ふくしあ健康講座」などで、各種助成制度等の案内を行い、市民への周知を行います。

▶ 第５節　防災・防犯対策 ▶

高齢者の身体及び財産を守るため、高齢者世帯の耐震対策、家具の転倒防止など防災体制の整備を促進するとともに、災害発生時に迅速かつ確実に避難できるよう、災害時要援護者避難支援計画に基づき、福祉避難所を指定することなどにより、緊急時の避難支援と安心して避難生活ができる体制づくりを進めます。

また、高齢者施設及び高齢者世帯などにおける確実な避難に向けた取り組みとして、避難確保計画の策定、避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進するとともに、ハザードマップの見直しを行うほか、施設に対する実地指導時に訓練等の確認も継続して実施します。

防犯対策としては、高齢者が悪徳商法等の被害者にならないよう、防犯対策の啓発に努めます。

▶ 第６節　地域生活支援 ▶

地域で安心して暮らせることを望んでいる高齢者を地域全体で支える体制を確保するため、社会福祉協議会・民生委員と地元自治会等との連携のもとで、住民主体で取り組んでいる「ふれあい生き生きサロン」や日々安心・安全に暮らせる見守りネットワークの体制づくりを支援していきます。

地域の高齢者に関しては、掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」内の地域包括支援センターが中心となり、生活や健康上の悩み、介護保険などの総合的相談に応じるとともに、高齢者を取り巻く様々な問題には、掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」内の関係機関が連携し、支援を進めていきます。また、要援護高齢者となるおそれのある高齢者を訪問し、状況の把握に努め、高齢者が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

▶ 第７節　感染症対策 ▶

新型インフルエンザ等対策行動計画に則って対応します。

国による外出自粛指示時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため老人福祉センター等の利用縮小、生きがい活動支援通所事業及び各種予防事業の中断、縮小等の対応を行いました。今後は、「新しい生活様式」での市民参加型の共助の取り組みを促進し、感染症対策に努めるとともにオンライン教室等の実施などにより、高齢者のフレイル・社会的孤立の予防などの支援について検討します。

また、重症化リスクの高い高齢者にサービスを提供する介護事業者等へ感染症対策としてマスク、消毒液を提供しました。介護事業者には、実地指導時に感染症対策の確認を行っているところですが、支援のあり方について継続的な検討が必要です。

第９章　掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」

掛川市では、「希望が見えるまち」、「誰もが住みたくなるまち」を目指し、多くの住民の願いでもある「住み慣れた地域で安心して最期まで暮らしていけるよう」支援するために、掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」を、市内を５つの日常生活圏域に区割りして、それぞれに１か所ずつ設置しました。

「ふくしあ」は、住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるように、医療・保健・福祉・介護の多職種連携により、総合支援を行う地域拠点です。「ふくしあ」では、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、訪問看護ステーションがワンフロアで連携し、「在宅医療」「在宅介護」「生活」「予防」の４つの支援を柱に活動をしています。

医療・保健・福祉・介護に関する総合相談をはじめ、健康相談、健康講座などの健康支援活動、各種申請受付、介護保険や介護予防、権利擁護事業、訪問看護や利用に関する相談に対応しています。また、各「ふくしあ」には、社会福祉協議会の地域福祉相談員(コミュニティーソーシャルワーカー)２名が配置され、地区福祉活動や見守りネットワーク活動の推進を行っています。

2019年度（令和元年度）から、５か所の「ふくしあ」を会場に「かけがわ生涯お達者市民推進連絡協議会inふくしあ」を、開催しています。

【ふくしあの５つの特徴】

専門職による多職種連携：「ふくしあ」内４団体の専門職(保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、コミュニティソーシャルワーカー、事務員等)の連携を図ることで、支援の幅が広がります。

執務室のワンフロア化：４団体がひとつの執務室で業務を行っています。訪問後、執務室で迅速に打合せをするなど、多職種のスムーズな連携につながっています。

アウトリーチの重視：地域の身近な相談窓口としての「ふくしあ」を市民に周知するため、アウトリーチを重視した訪問活動を実施しています。

垣根のない支援：行政各課や関係機関と連携を図りながら、地域にあるインフォーマルなサービスを利用し、総合的な支援へ結びつけています。

予防的視点の重視：健康意識やレベル向上を目的に、予防的視点を活かした健康事業に取り組んでいます。また、地域からの情報発信を受け止め、問題が重症化する前に早期に総合支援体制につなげることで、健康だけでなく生活に関しても予防的観点から取り組んでいます。

第 10 章　計画を推進するための施策

▶ 第１節　サービス従事者等人材の確保 ▶

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を推進するためには、介護支援相談員、介護福祉士、地域包括支援センターの職員などサービスに携わる専門職の育成と確保が最も重要な課題です。

一方、介護を必要とする高齢者は、一般的に医療ニーズが高く、高齢者が地域で安心して暮らし、サービス事業所で安心してサービスを受けるためには、介護職だけではなく医療職との連携も重要です。医療と介護は、それぞれを支える保険制度が異なり、これまで多職種間の相互の理解や情報共有などが十分でないなど、必ずしも円滑に連携が図られていないことが課題でした。今後、より適切なサービスが提供できるよう、介護を必要とする高齢者を支える人材の確保に努めていきます。介護保険事業者に対しては、サービスの質と人材の確保について啓発するとともに、ICTの活用や書類の簡素化などによる現場の効率化を促進します。保健医療従事者については、東京女子医科大学看護学部入学者への修学資金貸与事業や医師少数地域での診療所開設に対する診療所誘致補助金事業の継続を予定し、人材確保を図っていきます。

一般市民、ボランティアに対しては、福祉講座、福祉啓発等を行い、幅広い人材の育成に努めるとともに、小学校における福祉教育や、中学校のキャリア教育における福祉体験を通して、子どもたちが福祉や介護に関わる仕事に触れる機会を持ち、福祉・介護専門職に興味を持てるよう啓発に努めます。

▶ 第２節　保険者機能強化推進交付金等の活用 ▶

高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取り組みの推進を目的として創設された保険者機能強化推進交付金や、介護予防及び重度化防止に関する取り組みのさらなる推進を目的として創設された介護保険保険者努力支援交付金は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業や、包括的支援事業の推進に活用してきました。今後も、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取り組みや、介護予防、健康づくり施策等の一層の強化に向けて、交付金を活用していきます。

▶ 第３節　地域福祉関係機関との連携 ▶

高齢者に対する保健、医療、福祉サービスを効果的に実施し、地域支援体制を充実していくため、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、シニアクラブ連合会、区長会連合会、地区まちづくり協議会、保健活動推進委員会、健康づくり食生活推進協議会、地区福祉協議会、ボランティア団体等との連携の強化を図っていきます。

社会福祉協議会については、高齢化や家庭機能の変化、地域社会の機能の変化により、かつての要援護者救済的な福祉施策にとどまらず、すべての市民の自立を支援すべく、地域福祉に果たす役割が大きくなっています。引き続き、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが生活支援コーディネーターを兼務し、市民の自立を支援していきます。市は社会福祉協議会と連携強化を図るとともに、社会福祉協議会が行う事業や地域支え合い推進協議会等の充実に努めます。

▶　第４節　要介護認定の適正化　▶

要介護認定業務は、認定事務の公平性・公正性・専門性の確保のため、掛川市・菊川市・御前崎市の３市共同で介護認定審査会を設置し、要介護の判定を行っています。

「地域包括ケア「見える化」システム」「業務分析データ」を活用し、全国との比較や調査傾向などの分析を行い、要介護度の判定の平準化を図り、要介護認定の適正化に取り組みます。

▶　第５節　保険料収納率の向上　▶

保険料滞納者に対する早期徴収の実施や納付相談等の機会を増やすほか、介護認定を受けている滞納者や家族に対しては、給付制限の対象となることがないよう優先して納付相談等を行うなど、保険料収納率の向上に努めます。

▶　第６節　連絡協議体制の充実　▶

計画の進捗状況を把握し、サービスの種類ごとの利用状況等、計画の実施状況について毎年度とりまとめ、専門家や関係機関などと協議を重ねながら、状況に応じた必要な対策を講じていきます。

（１）地域ケア会議

介護サービスを含む高齢者保健福祉サービス全般の調整、指導を担う総合的な調整機関として、地域ケア会議の充実を図ります。

（２）掛川市介護保険事業所連絡会

介護保険事業の質の向上や事業者の抱える問題等を把握するために、介護保険事業者の連絡会の充実を図ります。

（３）掛川市地域包括支援センター運営協議会

掛川市地域包括支援センターの運営状況、人員配置等について検討し、円滑な事業運営がなされるよう、掛川市地域包括支援センター運営協議会を開催します。

（４）掛川市地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの創設趣旨に照らし、できる限り住み慣れた地域で多様なサービスを提供できるよう、掛川市地域密着型サービス運営委員会を開催します。

（５）掛川市高齢者福祉計画等推進委員会

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定及び推進のため委員会を設置し、各種介護サービスや高齢者福祉事業の充実を図ります。

資料編

▶ 掛川市高齢者福祉計画等推進委員名簿等 ▶

○委員名簿

NO	役職名	氏名	組織又は役職名
1	会長	加藤　進	小笠医師会会長
2	副会長	水野　幸雄	掛川市社会福祉協議会会長
3		赤堀　建夫	掛川市区長会連合会副会長
4		山西　立	掛川市シニアクラブ連合会会長
5		泉地　裕太	小笠掛川歯科医師会会長
6		横山　敦	小笠袋井薬剤師会会長
7		窪野　愛子	掛川市議会文教厚生委員会委員長
8		寺田　幸弘	掛川市議会文教厚生委員会副委員長
9		袴田　豊昭	掛川市民生委員児童委員協議会副会長
10		和田　輝夫	掛川市シルバー人材センター理事長
11		山﨑　善雄	掛川市保健活動推進委員会会計監事
12		栗田　京子	掛川市健康づくり食生活推進協議会副会長
13		村瀬　マリ子	掛川市在宅介護者の会理事
14		神谷　正二	掛川市ボランティア連絡協議会会長
15		山本　恵	掛川市介護支援専門員連絡協議会副会長
16		松井　康子	訪問介護事業所（ニチイケアセンター掛川訪問介護事業所）
17		赤堀　奈緒子	訪問看護事業所（訪問看護ステーション掛川）
18		熊切　智子	通所介護事業所（さやの家デイサービスセンター）
19		小池　和良	通所リハビリテーション事業所（あおばケアガーデン）
20		溝口　由記子	短期入所生活介護事業所（大東福祉会ショートスティ）
21		涌田　美由紀	介護老人福祉施設事業所（かけがわ苑）
22		宇佐美　利江	小規模多機能型居宅介護施設（あいの街葛川）
23		赤堀　智美	地域包括支援センター（南部大東ふくしあ）

○委員会

回数	開催日	主な内容
1	2020 年（令和２年） ８月 21 日（金）	委員会規程と本計画策定の趣旨について、現７期計画の状況について 第８期計画策定にかかる高齢者等実態調査結果について 基本指針について
2	2020 年（令和２年） 12 月 21 日（月）	第８期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（案）について
3	2021 年（令和３年） ３月 19 日（金）	最終報告

▶ 用語一覧 ▶

■コーホート変化率法（＊１）

コーホートとは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■フォーマル・インフォーマル資源（＊２）

フォーマルは制度に基づく社会資源で、行政によるサービス、民間組織による公的サービス、医療機関、介護事業所などがある。

インフォーマルな社会資源は、親戚、友人、知人、地域、ボランティア、自治会等がある。

■廃用症候群（＊３）

病気やケガなどの治療のため、長期間にわたって安静状態を継続することにより、身体能力の大幅な低下や精神状態に悪影響をもたらす症状のこと。

■アウトプット指標、アウトカム指標（＊４）

アウトカムは結果、成果の意味で、介護予防事業の成果を示す。アウトカム指標は、高齢者が要支援・要介護状態にないようにするための数値目標。

アウトプットは出力、生産高、生産活動の意味で、介護予防事業量を示す。アウトプット指標は、アウトカム指標の目標を達成するために必要な事業実施量。

■コミュニティソーシャルワーカー（＊５）

地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う。

■レスパイト（＊６）

小休止、息抜き、休息の意味で、介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとる、介護者のためのケアを指す言葉。

■協議体（＊７）

協議体とは、地域の多様な主体がメンバーとなり話し合う場であり、掛川市では市全体（第１層協議体）及び５つの日常生活圏域（第２層協議体）においてそれぞれ配置し、地域における調整役を担っている。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（＊８）

高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進を図るための法律。

■多極ネットワーク型コンパクトシティ（＊９）

掛川市都市計画MAPで示す、数か所の拠点（生活拠点や都市機能拠点）を設け、それを中心市街地などと公共交通網で結び、郊外への拡大を抑制するとともに、同時に中心市街地の活性化を図ることにより、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、または、それを目指した都市政策。